

職場内での回覧をお願いします

月協会けんぽ^{2026年} 刊IBARAKI 7月号

事業主様・健康診断ご担当者様へのお願い

事業者健診（定期健康診断）結果をご提供ください。

※事業者健診とは、「労働安全衛生法」やその他の法令に基づいて事業者が従業員に実施する定期健康診断です。
※事業者健診結果の保険者（協会けんぽ）への提供は「高齢者の医療の確保に関する法律」「健康保険法」により義務付けられています。また、法令に基づく提供のため、対象者本人の同意は不要です。

事業者健診結果の提出が必要な対象者は以下を確認ください。

提出 不要

協会けんぽの補助を利用した生活習慣病予防健診等（節目健診や人間ドックを含む）を受診済み、または受診予定である従業員の健診結果は**提出不要**です。
※医療機関から健診結果データを直接提供いただいております。

提出 必要

上記以外の健診のみを受診された従業員
（協会けんぽの補助を利用していない方）

事業者健診（定期健康診断）結果の提出方法は以下A・Bの2つ

A

健診機関が協会けんぽの提携先である場合
健診結果の提供依頼書を協会けんぽにご提出ください。

※過去年度に既に提供いただいている場合、提出は不要ですが、後日、受診先機関について確認をさせていただく場合がございます。

協会けんぽは以下の健診機関から事業者健診結果を取得します

協会けんぽ茨城支部
提携先健診機関
➔
① 対応可能機関



B

健診機関が協会けんぽの提携先でない場合

- ① 健診結果の写し
- ② 健診結果の提供にかかる送付書
- ③ 問診項目質問票 ※ ③「問診項目質問票」の提出は、健診結果写しの検査項目に服薬歴・喫煙歴・腹囲・採血時間・既往歴・自覚症状・他覚症状のいずれかの記載がない場合

以上を合わせて、協会けんぽにご提出ください。

※注意事項 事業者健診の提供を確認できていない事業所様には、協会けんぽ茨城支部よりご連絡をさせていただく場合がございます。行き違いのご連絡の場合はご容赦ください。

事業者健診結果提供に使用する様式や詳細については
右の二次元コードから
➔
参照ください。



公金受取口座とは？

給付金などを受け取るための口座として、あらかじめ国（デジタル庁）に登録を行った口座です。

公金受取口座の登録申請方法はデジタル庁のホームページをご確認ください。

なお、登録状況はマイナポータルより「おかね」➡「公金受取口座」にてご確認ください。

協会けんぽで取り扱っている健康保険給付は、この公金受取口座に対応しておりますので、申請の際はご利用ください。

申請される際は被保険者本人が請求を行う場合のみ希望することができます。

（なお、相続人の方が請求する場合、マイナ保険証を登録されていない場合は公金受取口座を利用することはできませんのでご注意ください。）

かかりつけ医・かかりつけ薬局を見つけましょう!

かかりつけ医・かかりつけ薬局とは、健康や薬に関することを何でも相談できる身近な医師・薬局のことです。

過去の病歴や服薬歴を踏まえた的確な診断や治療を受けられるほか、薬の重複や飲み合わせをチェックしてもらえ等、安心して医療を受けることができます。



健康づくり推進事業所認定特典のご案内

出前健康講座「健康セミナー」

メニュー

- ・運動不足解消
- ・身体機能改善
- ・ストレス解消
- ・疲労改善
- など

受講方法

対面、オンライン、DVD、VODが選べます。

※メニューによって受講方法が異なります。

委託事業者

株式会社ルネサンス



「メンタルヘルスケア研修会」・「治療と就業の両立支援」

メンタルヘルスケア研修会

- ① 管理監督者向け
- ② 若年労働者向け

治療と就業の両立支援

- ① 個別訪問支援
- ② 個別調整支援

それぞれ「産業保健専門家」や「両立支援促進員」が実施します。

事業実施：茨城産業保健総合支援センター

他にも「健康測定機器レンタル」、「お薬と健康教室」等の無料特典をご用意しておりますので、事業所様の健康づくりにお役立てください。(各無料特典の申込は年度内1回のみです)

◎協会けんぽ茨城支部ホームページより詳細をご確認ください。

※無料特典の実施には健康づくり推進事業所として認定されることが必要です。



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ 全国健康保険協会 茨城支部

〒310-8502 水戸市宮町1-2-4 マイムビル9階

☎029-303-1500(代表) <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

令和8年1月より
電子申請サービスが
スタートしました!

